

さいたま北部医療センター 宗教的輸血拒否に対する治療方針

I. 宗教的輸血拒否に対する治療方針

さいたま北部医療センター（以下、「当センター」という。）は、宗教上の理由により輸血を拒否する患者さんに対する対応を次のとおりとします。

【救命や重篤な後遺症を避けるため、輸血無しでの治療が困難な場合は輸血を行います】

II. 基本的な考え方

当センターでは、輸血をしない治療のために最善の努力を尽くします。しかし、救命や重篤な後遺症を避けるため、輸血無しでは治療が困難と判断した場合は輸血を行います。

このため、患者さんあるいはそのご家族により提示された「免責証明書」や「絶対的無輸血治療に同意する文書」等へ署名を行うことや受け取ることはいたしません。この考え方は、患者さんの年齢・判断能力の有無にかかわらず適応させていただきます。

III. 輸血を行うに当たっての具体的な対応

1 手術や処置を行うまでの時間的余裕がある場合

手術や処置において輸血を行う可能性がある場合には、他医での治療を勧めさせていただきます。その結果、当センターでの治療を希望された場合には当センターの治療方針を承諾していただくものとして、同意を得たうえで必要に応じて輸血を行います。

2 緊急手術・急変・救急搬送時の場合

救命や重篤な後遺症を回避するために輸血が必要と判断した場合は輸血を行います。

3 患者さんが未成年（18歳未満）の場合

未成年の患者さんに対しても当センターの方針は変わりません。しかし、親権者の方が輸血を拒否することで手術や処置などが適切に行われないうえに、患者さんの生命や身体に重大な影響をおよぼすと判断した場合には、法律の規定に基づき、児童相談所へ通告いたします。

JCHOさいたま北部医療センター
院長